

○鴨川市水道事業運営委員会設置条例

平成17年2月11日
条例第145号

(設置)

第1条 鴨川市水道事業の運営に関する事項を審議するため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、鴨川市水道事業運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問を受け、水道事業の運営に関する事項を調査審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 議会議員 3人

(2) 識見を有する者 7人

3 委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、水道局において行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成17年2月11日から施行する。